

第12章 特許料金の引下げ

I. 改正の必要性

1. 請求項ごとに加算される額の引下げ

近年、技術開発の一層の発展に伴い、発明の内容も複雑化・高度化している。また、創造的技術開発の推進の観点から基本発明の重要性が増大している。これら発明の権利化にあたっては発明の内容を多面的に記載する必要があり、多数の請求項を伴う状況にある。

平成9年では、外国人（うち9割は知的財産権制度に関する先進国である欧米諸国）の我が国への出願に含まれる請求項数は約11.7であり、我が国国民による出願のそれは5.8であるが、今後、我が国がプロパテント政策をすすめ、知的財産権制度が重要になっていく中で、請求項の数は一層増加していくものと考えられる。

しかしながら、現行の料金体系は請求項の数の増加に対する料金の増加割合が高いため、多くの請求項を記載することに対し、抑制的となっている。このような状況を回避すべく、多くの請求項を記載することで広く強い権利保護を図れるよう環境を整備しなければならないが、そのためには特許料等のうち、一請求項ごとに加算される額を引き下げることが必要である。

（参考）特許の請求項数の推移（平成6年以降）

平6	平7	平8	平9
4.7	5.0	5.4	5.8

（特許庁作成）

2. 特許料等の特例措置に係る対象の拡充

(1) 現行制度の趣旨

改正前の特許法（第109条、第195条の2）、実用新案法（第36条、第54条第9項）においては、貧困な個人を対象に特許料等の減免・猶予の措置を講じる料金特例措置の制度が設けられている。

特許法は「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励」（第1条）することを目的としている。しかしながら、発明者に特許料を納付する資力がないうという理由だけをもって特許権を付与しないとすれば、発明に対する投資の回収の途を閉ざすとともに、発明の秘匿にもつながりかねず、特許法の目的に反することとなる。

料金特例措置の制度は、特許法の目的を踏まえ、かかる問題点に対処するため、発明を権利化する資力のない貧困な発明者に特許料、審査請求料等の特例措置を講じたものである。

(2) 特例措置の対象に法人を追加すべき必要性

① 知的創造活動の主体の変化（法人による出願の著しい増加）

改正前の第109条が創設された明治時代には個人による出願が9割以上を占め、法人による出願は極めて少なかったため、法人を特例措置の対象にする意義が少なかった。

しかしながら、時代を経るにつれ、技術開発に要する費用等の投資は増大し、出願全体に占める法人出願の割合は一貫して増加しており、近年では約9割が法人による出願となっている。そのため、法人を特例措置の対象から除外する必要性は極めて低いものとなっている。

② 権利化費用の上昇

先行技術調査の範囲は年々拡大を続けており、調査費用の上昇に代表される権利化のために必要なコストも上昇している。また、今回の改正において審査請求期間が7年から3年に短縮されたが、この短縮により単年度の審査請求件数は増大し、出願人の特許関連経費が増大するおそれも否定できない。

そのため、出願人が権利化のために必要なコストを負担できず、発明に對するインセンティブが減殺されるとともに発明が秘匿されるおそれがある。かかる観点から、特例措置の対象に法人を追加する必要がある。

II. 改正の概要

1. 特許料等の一請求項ごとに加算される額の引下げ

直近で特許料等の値上げを行った平成5年直後の平成6年には、値上げによる負担増も影響し、特許出願時の平均請求項数は4.7であった。しかし、平成9年にはこの平均請求項数が5.8と増加しており、出願人の金銭的な負担は増加している。

そこで、出願人の負担を平成6年当時に戻すため、一出願あたりの経費負担として、請求項数が5.8に対する料金負担を、請求項数が4.7に対する料金負担となるように約25% $(5.8-4.7) / 4.7=23.4\%$ の値下げを行うこととした。

また、実用新案権の登録料に関しても同様の改正を行い、特許の出願審査請求料及び実用新案技術評価請求料についても同様に特許法等関係手数料令の整備を行った。

なお、請求項数ごとに増加する現在の料金体系については、請求項の数の増加に応じて審査負担は増加すること、請求項の数の増加に応じて権利の保護はより手厚いものとなることについては変わりがなく、受益者負担の原則に照らし、これを見直す必要性は低いものと考えられる。

2. 特許料等の特例措置に係る対象の拡充

特許料、審査請求料についての減免又は猶予の措置を、資力に乏しい法人等についても講ずることとする。なお、資力に乏しい法人に対しては、1年日から3年目までの特許料の納付を猶予すること及び審査請求料を1/2に軽減することを政令において定めることとしている。

III. 特許法の改正条文の解説

1. 特許料等の一請求項ごとに加算される額の引下げ

(特許料)

第七百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六百七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年一方三千円に一請求項につき千百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六千円に一請求項につき三千二百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千円に一請求項につき六千四百円を加えた額

2～5 (略)

本条は、特許料について規定したものである。

出願人の負担を平成6年当時に戻すため、一出願あたりの経費負担として、

請求項数が5.8に対する料金負担を、平均請求項数が4.7に対する料金負担となるように、一請求項あたりの料金を約25%値下げすることとした。

【関連する他法の改正】

◆実用新案法第31条（登録料）

（登録料）	
<p>第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>	
各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年七千六百円に一請求項につき七百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万五千円に一請求項につき千四百円を加えた額
2～5 （略）	

本条は、実用新案権の登録料について規定したものである。

特許料のみの値下げでは、相対的に実用新案権に対する費用負担が重いものとなることから、実用新案権の登録料についても一請求項あたりの料金を同率の約25%値下げすることとした。

◆特許法等関係手数料令第1条（特許法関係手数料）

◆特許法等関係手数料令第2条（実用新案法関係手数料）

(特許法関係手数料)

第一条 (略)

2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一～五	(略)	(略)
六	出願審査の請求をする者	一件につき八万四千三百円に一請求項につき二千円を加えた額(特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。)を作成した国際特許出願にあつては一件につき一万六千九百円に一請求項につき四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき六万七千四百円に一請求項につき千六百円を加えた額)
七～十六	(略)	(略)

3 (略)

(実用新案法関係手数料)

第二条 (略)

2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一～三	(略)	(略)

四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき千円を加えた額（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき三万三千六百円に一請求項につき八百円を加えた額）
五～十	(略)	(略)
3 (略)		

審査請求料及び実用新案技術評価書請求料についても一請求項あたり約25%の値下げを行うものである。

これらの特許料の額については、特許法第195条第2項及び実用新案法第54条第2項において上限のみを定め、特許法等関係手数料令において実際の料金を規定しているため平成11年政令第160号により特許法等関係手数料金を改正したものである。

2. 特許料等の特例措置に係る対象の拡充

(特許料の減免又は猶予)

第百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 一 その特許発明の発明者又はその相続人
- 二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を

受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

本条は特許料の減免・猶予について規定したものである。

従来の特許権者又はその相続人に加え、特例措置の対象として、発明者が行った発明が職務発明であって、予約承継されることとなっている発明については、その発明を承継した使用者等を特例措置の対象に加えることとした。

これに伴い、法人に適合的な概念とするため、「貧困により資力のない」個人に措置を講じていた従来の規定に代えて、「資力に乏しい」と文言を改めている。なお、「資力に乏しい」の要件は、資本金、設立からの年数、所得金額等を考慮して政令で定めた。

（補説１）「契約、勤務規則その他の定」

第35条第2項で使用されており、労働契約や就業規則または職務発明規定等を指すものである。

（補説２）「使用者等、従業者等」

第35条第1項で定義されているが、「使用者等」とは、使用者、法人、国又は地方公共団体をいい、「従業者等」とは、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員をいう。

なお、国や地方公共団体等は第二号の「使用者等」に該当しても本文中の「資力に乏しい者」に該当しないため、特例措置を受けることはできない。

（補説３）予約承継に限定した理由

職務発明の実現のために、使用者たる企業は、資金や設備、労働力等の多大な投資を行っており、当該発明の実現にあたっての企業の役割は大きい。かかる観点から、特許法第35条第2項では、職務発明については企業に労働契約や就業規則によりあらかじめ移転することを約する予約承継を

有効としており、実態的にみても企業の職務発明の多くが予約承継されている。

このような場合には、従業者が行った発明について特許を受ける権利は使用者たる企業に承継されるが、当該企業の資力が乏しい故に発明を権利化することができないとすれば、研究開発への投資を回収することができないために、発明に対するインセンティブが減殺されるとともに、発明の秘匿にもつながりかねない。

従って、従業者等がした職務発明であって、予約承継されるものについては、個人と同様、資力が乏しい法人等に対しても特例措置を講じることとした。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

本条は出願審査の請求の手数料の減免についての規定である。

特許料に関する第109条の改正と同様に、出願審査の請求の手数料においても、従来の発明者又はその相続人に加え、特例措置の対象として、発明者が行った発明が職務発明であって、予約承継されることとなっている発明について

は、その発明を承継した使用者等を特例措置の対象に加えることとした。

【関連する他法の改正】

◆**実用新案法第32条の2**（登録料の減免又は猶予）

（登録料の減免又は猶予）

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

◆**実用新案法第33条**（登録料の追納）

◆**実用新案法第36条**（特許法の準用）

（特許法の準用）

第三十六条 特許法第九条（特許料の減免又は猶予）及び第一百条（利害関係人による特許料の納付）の規定は、登録料について準用する。

◆**実用新案法第54条**（手数料）

（手数料）

第五十四条（略）

2～8（略）

9 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求

の手数料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

特許法第109条及び第195条の2を改正したことに伴い、実用新案法を改正するものである。

従来、実用新案法においても特許法と同様、貧困により資力のない個人に対して減免等の特許料金の特例措置を設けており、登録料については実用新案法第36条で特許法第109条を、実用新案法第54条第9項で特許法第195条の2をそれぞれ準用していた。

今回の改正により、特許法における特例措置の対象に資力の乏しい中小法人等を加えることとしたが、実用新案法においては以下の事情により、改正の必要がないとされた。

- ① 元来、創造性の低い小発明を保護することを目的とした実用新案法では、関係料金が特許関係料金の6～7割と低廉に設定されていること。
- ② 実用新案法については、特許法の場合のように審査請求期間の短縮といった事情がないこと。

従って、従来の特許法第109条、特許法第195条の2に相当する条文を実用新案法において新たに第32条の2、第54条第9項として規定する必要が生じた。